

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

第6-15号、第6-14号、第10-20号

③施設の情報

名称	福井市ふれ愛園	種別	児童養護施設			
代表者氏名	市長 東村 新一	定員(利用人数)	40(15)人 名			
所在地	福井県					
電話番号	0776-54-2254	ホームページ	http://www.city.fukui.lg.jp			
【施設の概要】						
開設年月日	昭和22年4月1日					
経営法人・設置主体(法人名等)	福井市					
職員数	常勤職員	22	名	非常勤職員	1	名
専門職員	施設長	1	名	栄養士	1	名
	医師又は嘱託医	1	名	調理員	3	名
	児童指導員	2	名	家庭支援専門相談員	1	名
	保育士	10	名	個別対応職員	1	名
	看護師	1	名	事務員	2	名
施設・設備の概要	(居室数)			(設備等)		
	(児童居室) 14			相談室、調理室、医務室、静養室、図書館、ホール、おもちゃ部屋		

④理念・基本方針

理念

社会の一員として適応できる子

基本方針

- 1 児童の権利の尊重
- 2 児童の個性と創造性の養成
- 3 児童の自主性と自律性の養成
- 4 児童の情緒安定と情操の養成
- 5 児童の社会性の養成
- 6 児童の自立支援

⑤施設の特徴的な取組

養護老人ホームを併設しているため、行事等を通じ、老人との交流を図っている。
福井市のみならず、坂井市・永平寺町在住の児童のショートステイ・トワイライトステイの受け入れを行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年4月18日(契約日)～平成29年9月21日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成26年度)

⑦総評

◇特に評価の高い点

○子ども本位の養育・支援

年長者が年下の子や障害のある子を手助けしたり、在日外国人や障害を持った子が入所する時には、職員が文化の違いや障害について張り紙を作り、絵で説明するなど、理解を得られるよう工夫している。

○養育・支援の質の確保

児童相談所から提供される入所までの情報や記録、ケース記録をもとに、子どもの理解に努めている。「いいところ探し」シートや「自分を見つめてみよう」シートの記録をもとに、子どもたちと話し合いを重ね、今年度の目標等を定めている。また、子どもたちの提案で自由に話し合いができるお茶会を開き、子供たちの意見や要望の把握に努めている。

◇改善を求められる点

○養育・支援の基本方針と組織

中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画を策定することが望ましい。

○適切な養育・支援の実施

リスクマネジメントに関する責任者を明確化し、体制整備に向けた取組が求められる。また、子どもの安心と安全を脅かす事例を収集するなど、発生要因や再発防止策の検討に取組まれたい。

○養育・支援の質の確保

複雑な問題を抱えている子どもが見られ、対応が苦慮される場合も考えられる、早期対応を図る上でもスーパーバイザーの設置が望ましい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

公立施設であるため、施設単体では改善が困難な組織・体制面での不備を指摘されたことは残念である。

一方で、養育内容に関しては、高評価をいただき、日頃の支援に対する自信や励みとなった。

今回の評価を踏まえ、民間移譲先に体制の確立と共に、さらなる支援内容の充実を図れるよう引き継いでいきたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

評価細目・判断基準		評価結果
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	理念、基本方針が明文化され、ホームページ、パンフレット等に記載し、周知が図られている。子どもや保護者へは「保護者のみなさまへ」とのわかりやすく説明した資料を作成し周知が図られている。しかし、会議や研修会での職員への周知は図られていない。また、周知の状況の確認や継続的な取組は行っていない。	
	理念、基本方針を、会議や研修会等をもって職員への周知を図るとともに、周知の状況を確認し、継続的な取組を行う事が望まれる。	

Ⅰ-2 経営状況の把握

Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

評価細目・判断基準		評価結果
2	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	市子育て支援室が事業計画書を作成している。この中で福井市の児童福祉について集計・分析を行っているが、定期的に養育・支援コスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析は行っていない。	
	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行い経営状況を的確に把握・分析することが望まれる。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにし、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められることが望まれる。	

Ⅰ-3 事業計画の策定

Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

評価細目・判断基準		評価結果
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画、中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	理念や基本方針の実現に向けて、目標を明確にした中・長期計画を策定することが望まれる。	
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	単年度の事業計画は予算書のみである。	
	中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画を策定することが望まれる。	

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

評価細目・判断基準		評価結果
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
	事業計画は策定されていない。	
	事業計画を策定し、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行うことで、職員の理解を促すよう取り組まれたい。	
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	事業計画は策定されていない。	
	事業計画を策定し、子どもや保護者に周知し、理解を促すことが望まれる。	

Ⅰ-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
8	Ⅰ-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	職員4人により、PDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施し、評価を行う体制が整備されている。年1回の自己評価が行われ、第三者評価受審は2回目である。しかし、評価結果を分析・検討する場は組織として明示していない。	
	評価結果を分析・検討する場を組織として位置づけることが望まれる。	
9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	評価結果に対して職員間で情報の共有を図り、担当職員を中心に課題を整理し、改善しているが、改善内容は、一部の文章作成等に限定されている。	
	職員による改善活動を、組織として明確に位置づけ、改善計画を策定する仕組みや必要に応じた改善計画の見直しを行うことが望まれる。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

評価細目・判断基準		評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にし、文書化するとともに、会議や研修会において表明し周知を図りたい。	c
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 施設長は、研修や勉強会に参加し、得られた法令等を施設内に回覧しているが、幅広い分野について遵守すべき法令等の把握や取組を行っていない。また、職員に対して遵守すべき法令等の周知や遵守するための具体的な取組を行っていない。 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解・把握して、職員に対して周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが望まれる。	c

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

評価細目・判断基準		評価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 施設長は、養育・支援の質の現状について評価・分析を行っていない。また、課題の把握や改善のための具体的な取組も明示していない。 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮されたい。	c
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、分析を行い、職員の働きやすい環境整備として、非常勤職員の常勤化を行い、職員一人当たりの宿直回数減等に取り組んでいる。しかし、施設内に具体的な体制の構築はしていない。 経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、施設長自らもその活動に積極的に参画することが望まれる。	b

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

評価細目・判断基準		評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針は施設運営規程に記載している。また、市職員として効果的な福祉人材確保を実施している。しかし、養育・支援に関わる専門職の配置等、具体的な計画は無く、各種加算職員の配置に積極的な取組は行っていない。 養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画を作成し、人員体制の充実に努めることが望まれる。	b
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 「期待する職員像等」は職員人材育成指針で明確にしており、人事基準は明確に定められ職員に周知している。また、個人目標管理シートにて職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。職員が、自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組み作りとして、異動希望票の活用やステップアップ研修を行っている。	a

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

評価細目・判断基準		評価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 市職員として「服務の手引き」に基づき、職員の就業状況を把握している。市職員課、安全衛生室が心身の健康と安全の確保に取り組んでいる。相談窓口は、市施設内や労働組合内に設置している。市職員として福利厚生を実施し、ワーク・ライフ・バランスに対する配慮や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	a

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

評価細目・判断基準		評価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 施設として「期待する職員像」は明確にしており、職員一人ひとりが設定した目標について、年3回個別面接を行い、目標達成度の評価・確認を行っている。	a
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 「期待する職員像」を明示し、市職員課が実施するステップアップ研修や施設内独自の研修を実施し、定期的に計画の評価と見直しを行っている。しかし、現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて施設が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を基本方針や計画の中で明示していない。 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示することが望まれる。	b
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 個別職員票にて職員の知識・技術水準、専門資格等を把握している。個別のOJTが適切に行われ、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育研修を実施している。外部研修に関する情報提供をするとともに、職員一人ひとりが、教育・研修に参加できるよう、時間的な配慮をしている。	a

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢は「施設実習の心得」に明文化している。実習に関しては実習マニュアルを整備し、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。実習生については、学校側と実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中に教員が3回来園する等連携を維持し、実習反省会も開催している。ただ、実習指導者に対する研修は実施していない。</p> <p>実習指導者に対する研修を実施し、実習がより充実したものになるよう図られたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<p>ホームページや園だよりにおいて理念・基本方針等一部の運営に関して公開しているが、予算、決算情報は市議会にのみに公開している。その他の情報は公開していない。園だよりについても29部を保護者や関係機関に配布しているに過ぎない。</p> <p>ホームページ等の活用により、施設の基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報を公開し、施設における地域福祉の向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制の内容、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容に基づく改善の対応の状況について公表するとともに、地域に向けて施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等の配布先についても民生委員等を加える等の充実させることが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、市の規程として職員に周知している。また、職務分掌と権限・責任も明確にされ、職員に周知している。施設における事務、経理、取引等については、市が内部監査を実施し定期的に確認している。しかし、外部の専門家に相談し助言を得る体制や公認会計士等による外部検査は実施していない。</p> <p>外部の専門家に相談し、助言を得る体制の確立や公認会計士等による外部検査を実施し、指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を図ることが望まれる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>地域との関わり方については、基本的な考え方を文書化している。地域の一員として、交流保育、神社の清掃、地区の清掃、公民館行事への参加、登校見守り隊への参加等地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけ、日常的な活動についても地域における社会資源を利用するよう推奨している。学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりも特別な制限もなく行っている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>ボランティア受入れに関する基本姿勢や地域の学校教育等への基本姿勢を明文化している。また、ボランティア受入れに関してはマニュアルを整備し、守秘義務や子どもに対しての接し方やルールが決められ事前に研修している。学校教育への協力としては、スキー教室への協力等を行っている。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>児童相談所や学校等の関係機関の連絡先、社会資源を明示したリストを作成し、職員会議やミーティングを通じ職員間での情報の共有化が図られている。児童相談所連絡会や社会的養護施設長会議等に参画し、児童の家庭からの引き取りや地域の児童虐待等への対応について連携して取組んでいる。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目・判断基準		評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p>園の夏まつりに地域の人を招待したり、施設を地域の避難場所に指定したり、ラジオ体操の場所として活用している。また、公民館行事への参加、神社の清掃、地域の清掃、交流保育等、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。しかし、地域住民の生活に役立つ講演会や専門性を活かした相談事業等は行っていない。</p> <p>地域住民の生活に役立つ講演会や専門性を活かした相談事業等を実施し、施設が有する機能を地域により還元することが望まれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>地域の福祉ニーズの把握は、市としては把握し、ショートステイ・トワイライトステイを受け入れている。児童相談所や社会的養護施設からの福祉ニーズの把握には努めている。しかし、民生委員・児童委員との定期的な会議の開催はしていない。</p> <p>施設の機能を地域に還元する取組や、民生委員・児童委員との会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努め、法に定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施することが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 支援マニュアルである児童ケアガイドラインには、子どもを尊重する基本姿勢が明示されており、日々確認しながら実践している。年1回、全養協の人権擁護チェックリストに基づき、自分たちのケアについて評価を行っている。また、権利ノートの読み合わせを年3回行っている。	a
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。 プライバシーポリシー（個人情報記録の管理に関する規程）を定め、プライバシー保護に配慮している。子どもには子どもの権利ノートを使って子どもの権利について説明している。またケアガイドライン等に基づき日々の支援が行われ、虐待対応マニュアルには不適切な事案が発生した場合の対応方法も記載されている。	a

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。 入所前にホームページ及び施設のパンフレット等を利用して、児童相談所で子ども・保護者等に説明をしており、入所前の見学対応等も積極的に行っている。	a
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 入所にあたり、説明と同意は子ども・保護者等に対してわかりやすく説明を行っているが、同意についての文書が作成されていない。また、意思疎通が困難と思われる子どもや保護者等への配慮についてルール化したものはない。 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を書面で得ることが望まれる。また、意思疎通困難な子どもや保護者等について同意を得るときの配慮などについて、明文化されたい。	b
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 退所時には、「家庭復帰にあたり」の書類を渡し退所後の相談方法なども説明している。退所児童に対応する担当者も決められ文書化されている。実際に退所後に関係機関と連携して対応したケースもある。他施設等への移行のための引継ぎ文書と手順は「退園手続書」によって行われている。	a

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

	評価細目・判断基準	評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 子どもの満足度調査については、不定期ではあるが年齢ごとにお茶会を行う際に、職員が同席して話合いの中で聞き取りしている。また、小・中・高校生に分けての就寝時間の取り決めには、子供が参画しその要望に基づいて改善されている。 子どもの満足を把握する目的で、子ども会（お茶会）の定期的な開催を検討されたい。	b

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見を述べやすい体制が確保されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 苦情受付の設置場所を設けている。子どもは苦情受付箱について説明を受け、いつでも投書できることを理解している。保護者については資料は配布していない。苦情については、苦情処理手順に従い、児童相談所等と協議し対応することとなっているが、今までに苦情は無い。また、苦情に関する公表はルール化されておらず、実際に苦情も無い為公表していない。 保護者に対して苦情解決についての資料を配布するとともに、苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮し、公表するためのルールを検討されたい。	b
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 「権利ノート」を子ども全員に配付し、職員が子どもにわかりやすく説明しているほか、各フロアにも「権利ノート」を設置しており、子どもは十分に理解している。	a
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 子どもには権利ノートで、相談窓口等について周知している。相談をする際は、居住スペース以外の部屋を利用している。	a

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 災害に関するマニュアルは整備され、職員に周知している。しかしながら、リスクマネジメントについての責任者は明確化されておらず、体制としては不十分な面がある。また、子どもの安全を脅かす事例についての収集がなされておらず、災害以外に子どもの安心と安全を脅かす事故に対し、取組が行われていない。 リスクマネジメントに関する責任者を明確化し、体制整備に向けた取組が求められる。また、子どもの安心と安全を脅かす事例を収集するなど、発生要因や再発防止策の検討に取組まれたい。	c
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 危機管理マニュアルに感染症対策に関する項目があり、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対して適切に対応している。また自治体からの感染症に関する通知を職員に周知している。感染症対策をテーマとした研修会を年2回行っている。	a
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 防災マニュアルが整備され、毎月避難訓練が行われている。行政に加え、地域自治会との協力体制も整備されている。また、備蓄リストも作成している。	a

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

	評価細目・判断基準	評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。 児童ケアガイドラインに基づき、養育・支援の標準的な実施方法が作成されている。職員への周知は、職員会議において説明を行っており、職員は理解している。標準的な養育・支援の実施については、自立支援計画票を利用することで確認できる仕組みとなっている。	a
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 半期ごとに(6月作成・10月、3月に見直し)見直しが行われ、見直しにあたり子供とともに「自分を見つめてみよう」シートを使って子どもの現状を把握し自立支援計画を作成するような仕組みになっている。	a

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。 アセスメントに基づく自立支援計画策定は、受持ち担当の責任で行っている。計画には「自分を見つめてみよう」シート、「いいところ探し」シートを活用し個々のニーズに沿った支援計画が盛り込まれている。支援困難なケースについては、毎月児童相談所との会議や学校を交え検討している。	a
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。 自立支援計画は、原則として年3回、さまざまな職種の職員が参加するアセスメント会議を経て、評価・見直しがなされている。自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みについても、会議で話し合われて整備されている。	a

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。 子どもの生活状況等は、ミーティングノートに記録している。職員会議・ケース会議により、さまざまな職種の職員の意見交換が行われ情報は共有出来ている。	a
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 公務員倫理規程に従った行動がとられ、個人情報や守秘義務については徹底されている。	a

Ⅳ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅳ-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

	評価細目・判断基準	評価結果
46	Ⅳ-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。 ケース会議や児童相談所連絡会、ミーティングにおいて子どもの様子を検討し、子どもの最善の利益について検討するとともに、個々の成長に応じた対応を心掛けている。特に知的障害を抱えている子どもには、福祉作業所での作業訓練等、将来の自立に向けての支援を実践している。	a
47	Ⅳ-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。 子どもにとっての節目となる時期に、子どもの発達に応じて話し合う機会を設けている。また、生い立ちの整理の実施にあたりライフストーリーワークを作成している。	a

Ⅳ-1-(2) 権利についての説明

	評価細目・判断基準	評価結果
48	Ⅳ-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 子どもの権利については入所時に権利ノートを使い説明している。職員は年3回子どもの権利に関する勉強会を実施している。	a

Ⅳ-1-(3) 他者の尊重

	評価細目・判断基準	評価結果
49	Ⅳ-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 お茶会、食事時間、自由時間を利用し、子どもとの触れ合う時間を作っている。子ども同士のけんか等については、当事者を集め、お互いの言い分を十分に聞き、納得するまで話し合いを持っている。年長者が年下の子や障害のある子を手助けしたり、在日外国人や障害を持った子が入所する時には、職員が文化の違いや障害について張り紙を作り絵で説明するなど、理解を得られるよう工夫している。	a

Ⅳ-1-(4) 被措置児童等虐待対応

	評価細目・判断基準	評価結果
50	Ⅳ-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 運営規程に体罰の禁止は明記され、処分等は明確にされている。また、福井県被措置児童等虐待防止ガイドラインマニュアルも整備され職員は理解している。体罰があった場合、第三者委員会が調査出来る体制も整備されている。	a
51	Ⅳ-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 運営規程に不適切な関わりの禁止について明記され、不適切な関わり等への対応のために虐待対応マニュアルが作られている。また、県立大学の先生を招いて虐待防止や性教育等の勉強会も実施している。	a
52	Ⅳ-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応は、虐待防止マニュアルにまとめられ、職員に周知している。施設内虐待に関する職員研修も行っている。子どもには、権利ノートを利用しながら説明している。	a

IV-1-(5) 思想や信教の自由の保障

評価細目・判断基準		評価結果
53	IV-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 思想や信教の自由を保障することは権利ノートを利用して説明している。	a

IV-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮

評価細目・判断基準		評価結果
54	IV-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。 入所前に子どもと保護者に面談し権利ノートを使って園の生活を説明し、質問に応じたりして不安を取り除く努力をしている。 新しい環境に慣れるために机や生活必需品等を揃えるなどして不安を取り除いている。 しかしながら、手順を定めたマニュアルは無い。 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めることが望まれる。	b
55	IV-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 お茶会などで子供からの要望を聞き取りしている。また、日常生活のルールや生活プログラムを子どもと一緒に話し合いながら取り組んでいる。	a

IV-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

評価細目・判断基準		評価結果
56	IV-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 パソコンやテレビゲームの利用についてはルールが決められている。また、テレビ、新聞、雑誌等を置いている。 園内の行事や地域の行事の参加は自由であり、個人の選択を尊重している。	a
57	IV-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 個々にお小遣い帳があり、買い物をした時は必ずレシートを持って帰り、お小遣い帳に記載することとなっている。 自立を控えた子どもに対して一人暮らしに対する教育訓練等は行っていない。 児童手当金は、貯蓄しており退所時に渡すことになっている。 自立を控えた子どもに対して一人暮らしに対する教育訓練等、模擬的に実施されることが望まれる。	b

IV-1-(8) 継続性とアフターケア

評価細目・判断基準		評価結果
58	IV-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。 家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所や関係機関と連携し支援方針を立案している。支援にあたっては家庭支援専門相談員はアフターケア担当者、担当者と情報を共有し支援している。家庭支援専門相談員は面会、家庭訪問、外出前後の話し合いなどを通じて保護者との信頼関係づくりに努めている。	a
59	IV-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。 全員に卒園計画を立案し支援している。現在、全員高校に進学しており、高校中退者や高校卒業後の措置延長が必要な子どもはいないが、これまでも学習困難な子どもには、児童相談所、学校、ハローワークと連携し、支援計画を立て支援している。	a
60	IV-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 小学生、中学生、高校生と段階別にプログラムを組み、担当者、アフターケア担当者を中心に、自立支援計画を立案し、ケース記録を作成している。入所している子どもと卒園者が語る会を開催し、進路について情報交換する機会を設けている。	a

IV-2 養育・支援の質の確保

IV-2-(1) 養育・支援の基本

評価細目・判断基準		評価結果
61	IV-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 児童相談所から提供される入所までの情報や記録、ケース記録をもとに、子どもの理解に努めている。「いいところ探し」シートや「自分を見つめてみよう」シートの記録をもとに、子どもたちと話し合いを重ね、今年度の目標等を定めている。また、子どもたちの提案で自由に話し合いができるお茶会を開き、子供たちの意見や要望の把握に努めている。	a
62	IV-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 個別担当制やグループ担当制を組み、お茶会などで自由な子どもからの意見・要望を聞き、子どもの基本的欲求を把握するように努めている。職員の勤務体制を子どもたちの見えるところに掲示している。担当職員には一定の裁量権が認められ、職員の裁量で決定した内容については、職員間で周知している。小さな子どもの部屋は宿直室の隣とし安心感が得られるように配慮している。	a
63	IV-2-(1)-③ 子どもを力を見て見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 子ども達がグループごとにお茶会を開催し、施設や職員等への意見を話し合ったり、施設内での約束事等を決めるたりする等、自主的に進行、記録等を行っている。職員は様子を見守り、後でアドバイスをしている。職員間では1日3回ミーティングを実施し、子どもの気持ちの変化や行動を把握し、必要時の声かけに努めている。	a

64	IV-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	子どもの年齢に応じた保育計画を立案し保育担当者、リーダーで確認しながら支援している。年齢段階別の図書、玩具などを用意している。学校や地域の子どもの催し物を把握し、子どもの参加を進めている。調理実習やお花クラブ、ALT、BBS、各ボランティアの協力を受け、子供の年齢に応じた遊びが体験できるよう支援している。	
65	IV-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	日々子どもへの関りやお茶会などで社会のルールや規範を話題にするとともに、地域の行事などに積極的に参加を促し、社会的ルールを体験する機会を設けている。(夏祭り、神所掃除、クリーンアップなど)	

IV-2-(2) 食生活

評価細目・判断基準		評価結果
66	IV-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
	食事時間はクラブ活動などの子どもの活動に合わせて柔軟に対応されている。テーブルは年齢、性別にグループ化され、職員は必ず1名が同席し、会話しながら楽しく食事を食べている。個別に、あるいはグループ別に外食も計画されている。	
67	IV-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
	毎月1回選択食があり、子どもたちの楽しみとなっている。子どもたちに年2回食事アンケートを取り、献立に取り入れている。アレルギーの子どもに対しては学校とも連携し対応している。食堂にアレルギーの注意者の掲示をしている。	
68	IV-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
	献立は選択食や行事食、誕生会リクエスト食など楽しめる工夫をし、献立表にはカロリー、塩分量などの栄養情報を記載している。学校の宿題で「自分で食事を作ってみる体験」では、職員と一緒に買い物をし、食品の選び方などの指導を行っている。他、料理教室ではボランティアの支援を受け、年齢に応じた調理技術の指導や楽しいおやつ作りなども行っている。毎食、食後の跡片付けは手順を守り、みんなで協力して行っている。	

IV-2-(3) 衣生活

評価細目・判断基準		評価結果
69	IV-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	費用の範囲内で衣服を選択する機会をつくり、子どもと共に衣類購入計画を立てている。高学年は購入先も自分で選び購入している。衣服の管理は年齢に応じて、洗濯方法、アイロン掛けなど自分たちでできるよう、職員が支援している。	

IV-2-(4) 住生活

評価細目・判断基準		評価結果
70	IV-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
	洗面所、トイレは性別や年齢別に設置している。施設内はお花クラブにより季節のお花が生けられている。施設内の清掃は週3回、業者が行っているが、その際、子どもたちにも整理整頓を促している。居室の安全点検は職員が行っており、随時修繕を行っている。	
71	IV-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
	施設は大舎制であるが、年齢別に小グループ化し、担当者と密な関係作りをしている。高学年では個室の確保を目指しているが、施設の部屋数の関係上、相部屋になる場合、プライベート空間が確保できるようベッドや机の配置を工夫している。一人になりたい場合、静養室や安らぎの部屋を用意している。年少児の部屋を宿直室の隣に配置し、職員の目が届くようにしている。	

IV-2-(5) 健康と安全

評価細目・判断基準		評価結果
72	IV-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
	未就学児の場合は、体調記録表に体温、睡眠、食事摂取状況、排せつの有無などを記録している。夜尿やアレルギーの児童のために、寝具の乾燥機も設置している。低学年の場合、交通事故を防止するため、下校時に見守りを行っている。感染症の予防のため、インフルエンザ流行時には子どものみならず職員も検温、体調観察を実施している。施設内の危険箇所を把握するために、安全・安心アンケートを実施し、子どもたちに危険箇所の周知、注意事項を行い、危険防止の徹底に努めている。	
73	IV-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	子どもの健康状態を適時把握し、学校とも連携しながら対応・観察を行っている。健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関の受診時に医師より処方や関わり方についての指導を受け、子どもにも服薬の必要性などを説明している。また、常駐の看護師による感染症などの研修を行っている。	

IV-2-(6) 性に関する教育

評価細目・判断基準		評価結果
74	IV-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	外部の講師を招き性教育マニュアルを作成し、子どもたちには個別に話し合いをしたり、お茶会の場で話題にしたりしている。必要に応じて児童相談所の心理士やかかりつけ医のアドバイスも受け、子供に支援している	

IV-2-(7) 自己領域の確保

評価細目・判断基準		評価結果
75	IV-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
	未就学児は危険防止のためプラスチックの茶碗、コップなどを使用するが、小学生になると個別の陶器の茶碗や湯飲みなどを使用している。また、中高生はシャンプー、リンス、歯磨きなどの日用品を自分で選んで購入している。個人のロッカー、タンスなどが整備され、洗濯物も個別の籠篋を利用している。	

76	Ⅳ-2-(7)-② 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
	<p>何人かにアルバムを作成している。施設の行事ごとに写真を撮り、子どもたちと一緒に振り返っている。アルバムは卒園時に子どもたちに渡している。子どもたちはライフストーリーワークを通じ、アルバムを利用して自分の生い立ちや成長について振り返っている。</p>	

Ⅳ-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

評価細目・判断基準		評価結果
77	Ⅳ-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	<p>子どもの暴力や不適応行動などの行動上の問題が起こった時、その原因を子どもと話し合いながら、自尊心を傷つけないように配慮し、振り返っている。必要に応じて児童相談所や警察、専門医のアドバイスをもらいながら支援を行っている。</p>	
78	Ⅳ-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	<p>お茶会などで自由に子どもの思いを聞く中で子ども間の人間関係に注意を払い、暴力やいじめが起こるきっかけを把握し、対応を心掛けている。予防策として入所時や年度初めに、権利ノートを子どもたちと読み合せ、話し合いをしている。行動化しやすい子供には専門医に相談し個別支援を行っている。</p>	
79	Ⅳ-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
	<p>家族支援専門員が中心となり、強引に会おうとする保護者に対して、児童相談所と連絡を緊密に行い統一した判断結果に基づき対応している。対応については家族支援ファイルに記載し、他の職員に周知している。児童相談所、学校、警察との連携を取り、子どもの安全を図っている。</p>	

Ⅳ-2-(9) 心理的ケア

評価細目・判断基準		評価結果
80	Ⅳ-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	<p>施設内に心理士は設置されていないが、必要時には専門クリニックや児童相談所の心理士に相談し、対応している。</p> <p>様々な問題を抱えた子どもがいることから施設内に心理士の設置が望ましい。</p>	

Ⅳ-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等

評価細目・判断基準		評価結果
81	Ⅳ-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	<p>各自の居室に学習机などを用意している。小学生には職員と一緒に宿題や持ち物の確認を行っている。中学生には学生ボランティアや学習塾を利用し基礎学力の向上を図っている。高校生には学習資金や奨学金などの情報を提供している。また、学校の授業参観や家庭訪問等で学業の取組・態度、忘れ物などについて学級担任と話し合いを持っている。学習の遅れがみられる子供に対しては学校担任と話し合いをし、特別支援学級や特別支援学校の利用などの対応も図っている。</p>	
82	Ⅳ-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	<p>高校受験時や入学時より卒園計画を立案し、卒園に向けて子どもたちと適宜、話し合いを行っている。現在、中卒者・高校中退者はいないが、支援体制は整っている。進学希望者には生活資金や奨学金の情報を提供し、子どもと一緒に卒園計画を立案している。</p>	
83	Ⅳ-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	<p>卒園に向けて、アルバイトを自分で探し、会社との交渉も社会経験の一つとして取り組ませている。その際、社会のルールや相手方との対応について適宜、指導している。施設内での特別な実習は行っていない。</p> <p>アルバイトのみでなく様々な社会経験の拡大の一つとして、職場体験実習などの実習に取組まれることを希望する。</p>	

Ⅳ-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

評価細目・判断基準		評価結果
84	Ⅳ-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	<p>家庭支援相談員を中心に、積極的に保護者との交流を深め、信頼関係作りを行っている。家庭訪問時の家庭の状況や外泊時の生活状況、食事作り、弁当の内容などきめ細かく家での様子を把握するように努めている。</p>	

Ⅳ-2-(12) 親子関係の再構築支援

評価細目・判断基準		評価結果
85	Ⅳ-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	<p>家庭相談専門員が中心となり、児童相談所と相談しながら、支援方針を立案している。保護者との関係作りのため、保護者が頑張っていることを評価し、親子関係の再構築が進むよう、継続した支援ができる関係づくりに努めている。</p>	

Ⅳ-2-(13) スーパービジョン体制

評価細目・判断基準		評価結果
86	Ⅳ-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	c
	<p>昨年末までは基幹的職員の配置がなされスーパービジョンを受けることができた。現在はチームリーダー、個別対応職員と相談しながら、児童相談所の担当者にも相談し、担当者一人で問題を抱え込まないような体制をとっている。</p> <p>複雑な問題を抱えている子どもが見られ、対応が苦慮される場合も考えられる、早期対応を図る上でもスーパーバイザーの設置が望ましい。</p>	